

# 毎月勤労統計調査データ修正への 国民経済計算における対応について

令和2年11月19日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

# 毎月勤労統計調査のデータ修正への国民経済計算における対応について

令和2年11月5日、毎月勤労統計調査(以下「毎勤」という。)における2019年1月～2020年8月分データの修正について、厚生労働省より公表された。これを受けて、国民経済計算においては、以下のとおり対応。

## (1) 2020年7－9月期四半期別GDP速報(1次速報値)

令和2年11月6日にプレアナウンスを実施し、同月16日公表の2020年7－9月期1次QEIにおいて修正データを反映。

## (2) 2019年度(令和元年度)国民経済計算年次推計(2015年(平成27年)基準改定値)

雇用者報酬等について、修正データの反映を行ったうえで、通常通りの下記の時期に公表を予定している。

ただし、基準改定の雇用者報酬等の推計では、2019年6月以降本系列となっている東京都500人以上規模事業所の全数調査による賃金データの水準に合わせて、2004年以降を遡及再推計する作業を実施し(第23回SNA部会資料参照)、関連する諸計数の推計段階にあったところ。このため、今般のデータ修正により、昨年の毎勤の修正に伴いフロー編の各統合勘定、制度部門別所得支出勘定及び資本勘定・金融勘定における雇用者報酬、可処分所得、純貸出(+)/純借入(-)等の諸計数を再推計した約3か月分の作業と同等の作業を、現在再度行うことになっている状況である。

### 【今後の公表予定】

12月8日(火) : 2019年度(令和元年度)国民経済計算年次推計(支出側系列等)(2015年(平成27年)基準改定値)

※1994年(平成6年)(度)～2019年(令和元年)(度)

2020年7-9月期四半期別GDP速報(2次速報値)

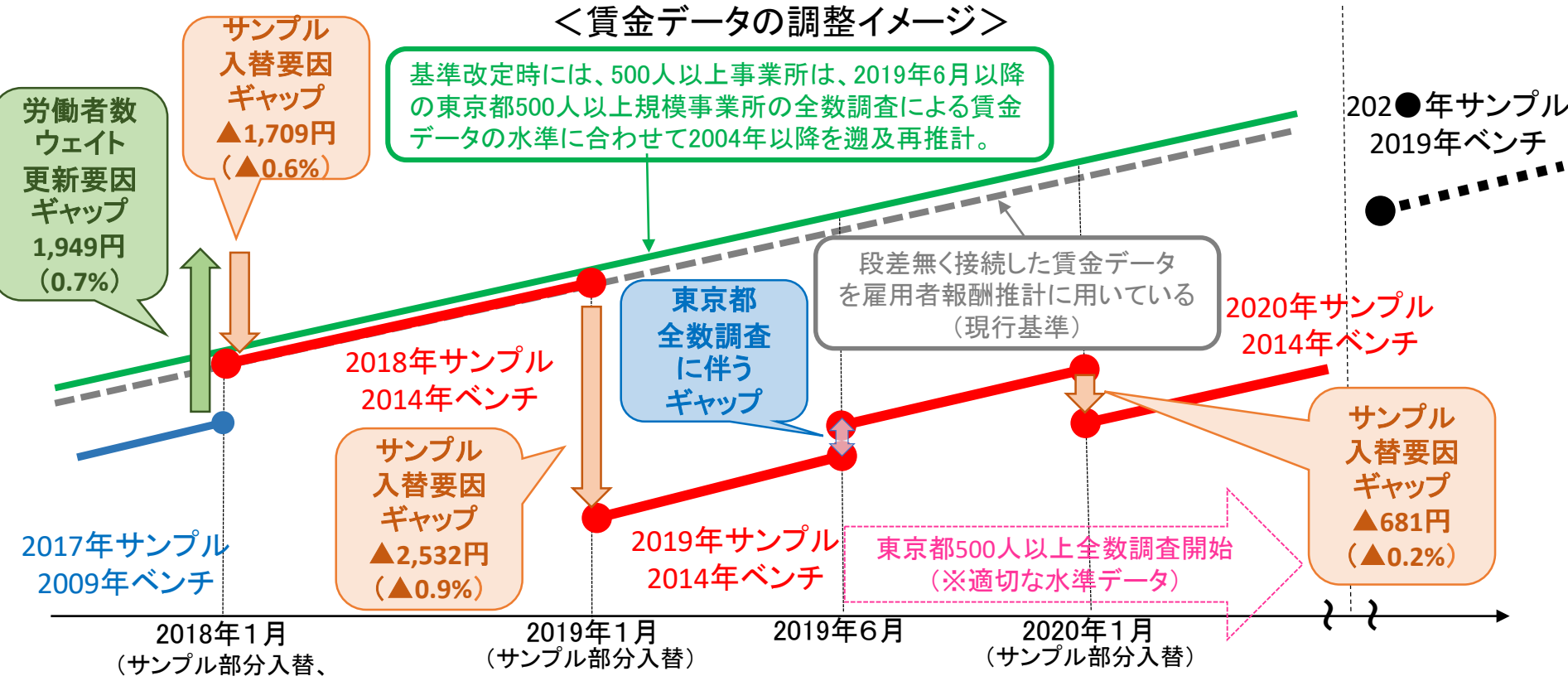
※1994年1-3月期～2020年7-9月期

12月下旬 : 2019年度(令和元年度)国民経済計算年次推計(フロー編)(2015年(平成27年)基準改定値) <sup>1</sup>

# 雇用者報酬推計における毎月勤労統計賃金データの接続

- 雇用者報酬推計の基礎資料となる「毎月勤労統計」(厚生労働省)では、2018年1月(確報)以降、常用労働者30～499人の事業所の調査についてローテーション・サンプリングを導入。これにより、「毎月勤労統計」の賃金データ等に、毎年1月時点で段差が生じている。雇用者報酬推計では、「毎月勤労統計」における賃金データから水準を適切に推計するとともに、これと整合する適切な変化率となる時系列データを整備することが必要。こうした考えに基づき、部会での審議を経て、「毎月勤労統計」の賃金データ等に毎年生じている段差を調整した上で推計を行っている。
- ※2018年1月については、サンプル入替による段差だけでなく、労働者数ウェイト更新による段差も存在。
- なお、本年末の基準改定時には、500人以上事業所は、2019年6月以降本系列となっている東京都500人以上規模事業所の全数調査による賃金データの水準に合わせて、2004年以降を遡及再推計する方針。

## <賃金データの調整イメージ>



(備考) 図中の金額は、現金給与総額(常用労働者5人以上)